



憲法裁判所設置の問題点

中央大学名誉教授 植野妙実子

はじめに

- ▶ ルイ・ファヴォラー教授による憲法裁判の二つの形
- ▶ 一つはアメリカ型、もう一つはヨーロッパ型
- ▶ アメリカ型（ジュディシャル・レビューの制度の採用）— 事後審査、拡散された統制・通常裁判の中での統制、申立人は個人（含む法人等）、具体的な争訟が前提（事件性の存在）、判決の効果は相対的
- ▶ ヨーロッパ型— 事前審査・事後審査、個人・裁判所・権力による申し立て、特別憲法裁判所による統制、訴訟による方法・抗弁による方法、判決の効果は絶対的

はじめに

- ▶ 日本はアメリカ型
- ▶ 日本国憲法第81条「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。」
- ▶ 憲法の優越性を確保するメカニズム
- ▶ 憲法は国家の法秩序の最高規範であるので、全ての下位の法令は最高法規である憲法の優越性を尊重しなければならない。
- ▶ 本条は最高裁に法令の最終的違憲審査権を付与

はじめに

- 事後審査—法令の適用後に行われるもの
- 拡散型—違憲審査を、裁判所が本来行なっている司法権の職務の延長として全ての裁判所が行う、終審としての最高裁判所
- 抗弁の方法—具体的な争訟の際に、当事者が法令の合憲性の問題を提起するやり方
- この抗弁は具体的事件の解決に必要な限りで取り上げられるにすぎないので、行われる違憲審査は事件との関係で「付随的」とされる

1. フランスの違憲審査制

—起源

- 1958年第五共和制憲法—大統領制と議院内閣制とを併せもつ憲法→半大統領制
- 合理的議会主義が特色 = 執行機関の権限強化
- 法律事項（34条）と命令事項（37条）の権限分配
- 37条1項「法律の領域に属する事項以外の諸事項は、命令の性格をもつ。」
- 憲法院設置の当初の目的—議会を監視すること

1. フランスの違憲審査制

— 憲法院の人権保障機関への発達

- ▶ 1971年7月16日の結社の自由を侵害する法律の違憲判断を契機に人権保障機関としての憲法院が意識される
- ▶ 1974年10月の憲法改正—上下両院いずれかの議員60名の提訴が可能に→野党・少数派による憲法院への提訴の活発化
- ▶ 2008年7月の憲法改正—61-1条の新設、市民の違憲の抗弁による事後審査→事前審査・事後審査双方による憲法裁判
- ▶ 憲法院の人権保障機関・裁判機関としての承認→法治国家の確立

1. フランスの違憲審査制— 憲法院の構成と任命のあり方

- 任期9年で再任なしの9名の構成員
- 3年に3分の一ずつ改選
- 共和国大統領・上下それぞれの議院の議長により任命（常任委員会からの拘束あり）、院長は大統領が任命
- 任命にあたっての要件はない
- 元共和国大統領は当然の終身の構成員←批判の対象
- 任命において民主的正当性の確保

1. フランスの違憲審査制—憲法院の権限 合憲性の審査とそれ以外の権限

- 当初の重要な役割は法律と命令の管轄配分の審査
- 組織法律と議院規則の義務的審査
- 通常法律の立法過程における審署前審査[事前審査]
- 国際条約の合憲性審査
- フランス本国の法律と地方法律の管轄配分の審査
- 違憲の抗弁による法律の合憲性審査[事後審査]
- それ以外の権限

1. フランスの違憲審査制

— 憲法院の権限（立法過程での事前審査）

- 法律案→上下両院可決→(付託による憲法院の審査・合憲)→審署
- 法律案→上下両院可決→(付託による憲法院の審査・違憲)→違憲とされた規定を外して審署もしくはは法律自体を廃止など
- 付託権者は、大統領、首相、上下それぞれの議院の議長、上下いずれかの議院の60名の議員

1. フランスの違憲審査制—憲法院の権限 (事後審査のプロセス、第一審裁判所の場合)

▶ 司法系列 (民事・刑事)

第一審裁判所→破毀院→憲法院 (合憲) →第一審裁判所に戻す

第一審裁判所→破毀院→憲法院 (違憲もしくはは条件付き違憲)
→廃止もしくはは条件付き廃止

▶ 行政系列

第一審裁判所→CE→憲法院 (合憲) →第一審裁判所に戻す

第一審裁判所→CE→憲法院 (違憲もしくはは条件付き違憲) →廃止もしくはは条件付き廃止

* 二重のフィルターの考え方←憲法裁判の絞り込み

1. フランスの違憲審査制

—特色

- ▶ 特別憲法裁判所としての憲法院—集中型
- ▶ 事前審査では、大統領、首相、上下両院議長、上下いずれかの議院の60名の議員→政治的付託
- ▶ 事後審査では、通常訴訟における抗弁の方法
- ▶ 審査は抽象的、判決の効果は絶対的
- ▶ 対象の限定（任意付託は原則的に法律、条約）

2.国民民主党による憲法裁判所の設置案

一裁判所による政治部門（国会・内閣）の統制の強化

- 提案内容一憲法裁判所の章を設ける、憲法裁判所の権限強化、憲法裁判所の構成
- 憲法裁判所の権限強化一「～一切の法律、命令、条例、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する第一審にして終審の裁判所であること」
- 憲法裁判所の権限強化一法令の抽象的違憲審査（内閣総理大臣又はいずれかの議院の総議員の4分の1以上の議員による法律、命令、条例、又は規則の憲法適合性の提起、地方自治体の長又はその議会の総議員の4分の1以上の議員による条例の憲法適合性の提起）

2.国民民主党による憲法裁判所の設置案

一裁判所による政治部門（国会・内閣）の統制の強化

- ➡ 憲法裁判所の権限強化—法令の具体的違憲審査（最高裁判所及び下級裁判所からの憲法判断の移送、当事者の申し立て又は職権）
- ➡ 憲法裁判所の権限強化—機関相互間の争訟（権限の存否又はその行使に関する紛争についての憲法適合性の提起）
- ➡ 憲法裁判所の権限強化—憲法訴願
- ➡ 憲法裁判所の権限強化—高度の政治性を有する法律等の審査（職権？）、いずれかの議院の総議員の4分の1以上の議員による法律の制定手続の憲法適合性の提起

2.国民民主党による憲法裁判所の設置案

一裁判所による政治部門（国会・内閣）の統制の強化

- 憲法裁判所の権限強化—憲法裁判所の判決の効力（違憲と判断された場合、判決により定められた日に効力を失う、判決は全ての公権力を拘束）
- 憲法裁判所の構成—任命の手続（15人の裁判官を衆議院、参議院及び最高裁判所の指名した者を国会の承認を経て、各議院議長・最高裁判所の長官がそれぞれ5名ずつ任命、承認には各議院の出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする、各議院は指名された者に対する公開の質疑の場を設ける）
- 憲法裁判所の構成—識見が高く、かつ、法律の素養の高い者の中から任命、多様性への配慮必要

2.国民民主党による憲法裁判所の設置案

一裁判所による政治部門（国会・内閣）の統制の強化

- 憲法裁判所の構成一憲法裁判所の長たる裁判官は憲法裁判所の裁判官の互選で、憲法裁判所で指名、天皇がそれに基づき任命
- 憲法裁判所の構成一憲法裁判所の裁判官の任期は12年、4年毎にその3分の1について後任者を任命、再任なし
- 憲法裁判所の構成一身分保障

* 憲法裁判所の扱う範囲が広い、任命における国会の関与や最高裁判所の関与に問題はないか

2.国民民主党による憲法裁判所の設置案

一裁判所による政治部門（国会・内閣）の統制の強化

- 現状認識への疑問ー「限定的な司法アクセス」←手段は存在
「不十分な司法的統制」←解釈の問題 「憲法裁判所設置の
必要性」←短絡的に結論づけられない
- 論点への疑問ー論点1 集中型をいかに確立するか、司法裁
判所からの移送は必ずしも具体的違憲審査とはならない、機
関訴訟の適切な行使とは何か、国民の直接の憲法訴願の方法
を認めることは民主的正当性をもつ機関（例えば国会）に対
してどのような意味をもつか、「高度の政治性を有する国家
行為」を憲法裁判所の審査に服することで良いか、判決が直
ちに公権力の行使を拘束することで良いか

2.国民民主党による憲法裁判所の設置案

—裁判所による政治部門（国会・内閣）の統制の強化

- 論点への疑問—論点2憲法裁判所の構成と選任手続
論点1で提示されているのは膨大な憲法裁判案件←果たして15人の裁判官で賄えるか、また選任方法が衆議院・参議院・最高裁判所でそれぞれ5人ずつ指名・任命することで良いか←衆議院・参議院は政権党の指名・任命に至る可能性が高く、最高裁判所の指名・任命は保守性の高いキャリア裁判官になる可能性が高い、この布陣では政治部門の統制の強化は望めないことは明らか、公開ヒヤリング等は意味なし

2.国民民主党による憲法裁判所の設置案

ー裁判所による政治部門（国会・内閣）の統制の強化

- ▶ フランスとの状況の違いーフランスの世論の支持は左派・右派だいたい半々、時折政権交代もある、投票率が高い、政治への意識が高い、人権意識も高い、多様性の認識もある
- ▶ 抽象的違憲審査と具体的違憲審査の概念の混同が見られる
- ▶ 条例の憲法適合性の確認の審査は地方自治体の自主性を侵害しないか
- ▶ 憲法裁判官の選任手続の偏りから、政治部門の統制ではなく、むしろ政治部門の絶対的肯定・是認に結びつく危険性がある

3.日本の最高裁判所の現状

- ➡ 最高裁は民事・刑事の裁判が当事者に不満のあるかぎり全て届く最終審
- ➡ あくまでも扱う事件は訴訟法に明記されている事由しかなく「法律審」
- ➡ しかし実際は多くの事件が持ち込まれている（年11000件）
- ➡ 15人の裁判官のうち、長官は別、長官は大法廷の裁判長、小法廷の裁判には原則関与せず
- ➡ 14人の裁判官が裁判に専念（土日仕事）

3.日本の最高裁判所の現状

- 事件の配てん方法は機械的、3つの小法廷が存在、第二小法廷に長官所属、従って第二小法廷は実質4人で審議
- 裁判官の出身母体は、裁判所法41条で大枠決まっている
- 職業裁判官6人、検察官2人、弁護士4人、学者が1人、行政官や外交官が2人が以前の形→最近この傾向が狂い出している
- 専門性とは関わりなく事件を担当、例えば刑事事件の最終決裁者だった検察官の場合はその事件を担当しない

3.日本の最高裁判所の現状


- それゆえ、それまで民事を専門にしていた弁護士出身の裁判官でも重要な刑事事件を担当せざるを得ない
- 35~40人ほどの調査官は民事調査官室、行政調査官室、刑事調査官室にわかれて存在
- 多い持ち回り審議 = 重要性のないもの ← 調査官が報告書作成、裁判官に提出
- 持ち回り審議以外は「調査官判決」とはいえない？
- 裁判官の役割 — 持ち回り審議で調査官が判断したものに誤りはないか、期日審議に回されたものをどのように判断するか

3.日本の最高裁判所の現状

- ▶ 期日審議になると、調査官の報告書がきて一審、二審の判決の写し、上告理由や受理申立書・資料等がくる→主任の裁判官はそれら全てを読み、メモを作成、他の裁判官に回す→賛成の裁判官は何も反論せずそのまま終わり、期日を迎える
- ▶ 反対の意見が出ると議論となる
- ▶ 調査官の報告と反対の結論に裁判官たちが一致してなることもたまにある
- ▶ 反対意見など個別の意見には調査官は一切関わらない、裁判官本人が書く
- ▶ 大法院判決の作成過程は裁判官個人の結論が先に問われる

4.日本の最高裁判所の問題点

- 審議件数が多すぎる
- 裁判官が足りなさすぎる
- 十分に事件を見渡したりすることができず、重要な論点を落とす可能性もある
- 反対意見等個別意見を書きづらい
- 専門性が生かされない
- 出身母体構成が崩れて、そもそも違憲の判断は出しづらい
- 具体的な争訟の落とし所が優先され、合憲性審査は後回し？



まとめにかえて

－フランスの憲法院との比較から

- ▶ 歴史的にフランスでは、行政裁判所の最高裁であるコンセイユ・デタの存在があり、命令の法律による合法性審査が発達していた
- ▶ このコンセイユ・デタの判決のあり方が憲法院の存在にも生かされている、双方の連携がある
- ▶ 裁判官と研究者の対話があり、裁判官に過度の表現・行動の制限はない
- ▶ 憲法院の課題は、裁判機関としての判決の基準の一貫性
- ▶ 構成員の政治的任命は、右派・左派のバランスの上にある

まとめにかえて

- ▶ 日本で国民民主党の案にあるような憲法裁判所を設置したら、政権の統制どころか、承認機関にすぎなくなる
- ▶ 現在ある裁判機関の充実が必要
- ▶ 最高裁判所の裁判官の任命には、キャリア裁判官と検察官とで過半数となる構成を改め、弁護士・学者を多くすることが必要
- ▶ 裁判件数の絞り込みと裁判官を増やすことが必要
- ▶ 違憲国賠訴訟の可能性の追求

参考文献

- 植野妙実子『フランスにおける憲法裁判』中央大学出版部
2015年
- 鬼丸かおる「最高裁判所裁判官を終えて考えたこと」比較法
雑誌55巻4号近刊
- 植野妙実子「フランスにおける憲法裁判と憲法学の進展」比
較法雑誌55巻4号近刊

* 上記二つの論文は中央大学日本比較法研究所の共同研究助成
による「独仏日憲法裁判－課題と展望」の成果として比較法雑
誌55巻4号に掲載される講演及び報告である（22年3月末刊行）。

ご静聴ありがとうございました。

